

No. 3 港北区プランの改定に関する案件概要

議第 1060 号 横浜市都市計画マスタープラン港北区プランの改定

(内容)

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。横浜市都市計画マスタープランでは、「全体構想」と「地域別構想」を位置付けており、「地域別構想」として「区プラン」及び「地区プラン」を設けています。

「全体構想」は、市域全体の基本的な方向を示し、平成 12 年 1 月に策定し、平成 25 年 3 月に改定しました。

横浜市都市計画マスタープラン港北区プランは、平成 12 年 1 月に策定されました。

今回、「全体構想」が改定されたこと及び現行港北区プラン策定から約 10 年間における社会情勢の変化とまちづくりの進展を踏まえ、横浜市都市計画マスタープラン港北区プランを改定します。